

練馬区独立80周年記念事業

区民協働事業
募集要項

令和8年9月

練馬区

1 趣旨

練馬区は、令和 9 年 8 月 1 日に板橋区から分離独立して 80 周年を迎えます。

この節目を区民の皆さんと共にとともに祝い、その歩みへ感謝するとともに、地域の力を結集し未来へとつなぐ契機となるよう、区民が自ら提案し、区民主体で運営する事業を募集します。

2 対象事業

次の(1)～(3)全ての要件を満たし、上記の趣旨を踏まえた事業

(1) 区民または区内団体が自ら企画し、運営するイベント事業

(2) 原則、区内で実施し、広く参加者を募る事業

(3) 令和9年4月から令和 10 年3月までの期間で実施・完了する事業

※ 次の事項に該当する事業は対象外とします。

① 営利を目的とした事業

② 政治または宗教活動を目的とした事業

③ 法令や公序良俗に反するような事業

④ 現金や物品を区民に配布する事業

⑤ 国、東京都など(練馬区も含む)から助成等を受ける予定のある事業(申請中も含む)

⑥ 例年実施している既存事業

3 対象経費(例)

- ・ 出演団体等への謝礼金
- ・ 事業実施に必要な事務用品や原材料費等
- ・ 事業実施に必要な備品購入費(税込単価5万円以上)
- ・ チラシ、ポスター等の作成費
- ・ 事業実施に必要な公共交通機関の運賃等
- ・ 賠償責任保険料、傷害保険料等
- ・ 事業実施に必要な郵送料、通信費等
- ・ 会場使用料、事業実施に必要な機器等の賃借料
- ・ 設営や装飾、チラシデザイン等の委託料
- ※ 事業の大部分を委託するものを除く
- ・ その他事業実施に必要な経費

など

<以下の経費は原則として補助対象外>

- ・ 団体の維持管理費など、事業に直接関わりのない経費
(例) 事務所の家賃や光熱費など
- ・ 団体の運営・会議等にかかる構成員への人件費
- ・ 団体の構成員や参加者などの飲食費
(例) 会議や打ち上げなどの飲食代
- ・ 事業の提案に係る経費と事業終了後の報告に係る経費

4 周知方法

ねりま区報(9月 21 日号)、区ホームページ、区公式X(旧 Twitter)、区公式 LINE 等で周知します。

5 提案書類

下記の①～③の書類を提出してください。

また、他に企画提案が分かる資料等がありましたら、添付してください。

【応募時の提出書類】

- ①企画提案書(様式 1)
- ②事業計画書(様式 2)
- ③収支予算書(様式 3)

様式は、区ホームページからダウンロードできます。

区HP
二次元コード



※ 団体での応募の場合は別途、団体の活動が分かるものや構成員の氏名が記載された名簿等の書類を求める場合があります。

※ 提出された書類等は、返却しません。また、個人情報を除き、原則として情報公開の対象となります。

6 募集期間および提出先

令和 8 年 9 月 21 日(月)～11 月 13 日(金)までに本要項の「5 提案書類」に記載している書類を下記宛に提出してください。

申込は電子申請、メール、郵送、FAX、直接持参のいずれでも可能です。

【電子申請】

LOGO フォームの URL <https://logoform.jp/form/G2rU/1794892>

LOGO フォーム
二次元コード



【メール、郵送、FAX、窓口へ直接持参】

練馬区企画部企画課企画担当係(練馬区役所本庁舎 6 階)

住所:〒176-8501 練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号

電話:03-5984-2447(直通)

FAX:03-3993-1195

メール:kikaku@city.nerima.tokyo.jp

※ 窓口の受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

7 事業の審査・選定

- (1) 企画提案書等の提出書類を基に、書面審査を実施します。
- (2) 書面審査を通過した事業については、選定委員会において、プレゼンテーションによる審査を行い、実施候補事業を選定します。
- (3) 審査結果については、各段階において次のとおり通知します。

ア 書面審査の結果

応募団体全てに対し、書面審査の結果として、選定委員会でのプレゼンテーション審査の対象となるか否かを通知します。

イ 選定委員会による審査結果

書面審査を通過し、選定委員会におけるプレゼンテーション審査の対象となった団体に対し、同委員会による審査の結果を通知します。

8 事業への助成・支援

審査のうえ、練馬区独立 80 周年記念事業として選定された区民協働事業には、補助金を交付するとともに、ねりま区報等の広報媒体において当該事業のPRを実施します。

9 補助金

区民協働事業として選定された後、補助金の交付を受ける場合は、別途所定の様式により補助金の交付申請を行っていただきます。

補助金は、別途定める補助対象経費について、予算の範囲内で交付します。

現在、補助上限額は 130 万円を予定していますが、区議会における予算審議・議決を経て正式に決定します。なお、応募事業の内容や応募提案数等により、補助額を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 事業費が 130 万円以下の場合 全額補助
- (2) 事業費が 130 万円を超える場合 130 万円を上限

10 個人情報の取扱い

応募書類および添付資料に記載した事項は、審査・選定で使用する以外では使用しません。

11 問合せ

練馬区企画部企画課企画担当係(練馬区役所本庁舎6階)

〒176-8501 練馬区豊玉六丁目 12 番 1 号

電話 03-5984-2447(直通)

FAX 03-3993-1195

メール kikaku@city.nerima.tokyo.jp